

2021年9月10日

東京都知事
小池 百合子 様

平和と民主主義をめざす全国交歓会
関東実行委員会委員長 河辺 友洋
新型コロナ問題担当 杵澤 大三
首都圏なかまユニオン委員長 伴 幸生

新型コロナウイルス対策に関する緊急要求書

前略

貴職のご活躍に敬意を表します。

新型コロナ感染急拡大はおさまらず、患者を入院制限するなど医療にたどり着くことなく死亡する痛ましい例が増えてきています。これまでも何度か要請してきていますが、病床ひっ迫悪化をともないながら、新型コロナ変異株の感染が猛威をふるい、今後の取り組みが重要になってきています。命と健康、暮らしを守るため緊急に以下のことを要望します。

記

- 1 入院制限を直ちにやめること。8月2日に菅首相が表明し、8月3日付厚生労働省通知(「現下の感染拡大を踏まえた患者療養の考え方について」)で示された「入院は重症患者、中等症患者で酸素投与が必要な者、投与が必要でなくても重症化リスクがある者に重点化(最終的には医師の判断)」とされた入院制限を撤回するよう必要な措置をとること。
- 2 都知事および福祉保健局長の科学的根拠もなく感染を楽観視した発言を撤回すること。
小池都知事は7月28日、「自宅もある種、病床のような形でやっていただくことが、病床の確保にもつながるし、その方の健康の維持にもつながる」と言い、吉村局長は7月27日、「感染者は増えているが、1月の時とは感染状況がまったく違う。いたずらに不安をあおらないようにしていただきたい」と述べた。その後の経過と現状を見るならば、誤りは明らかであり反省し撤回していただきたい。
- 3 1万8千人規模の臨時医療施設を確保すること。9月7日現在、自宅療養 13,459 人、入院・療養等調整中 3,528 人の方が医療施設に入れずにいます。陽性者の即時医療保護が感染防止につながることは明白なので、自宅療養者を増やさず無症状者を含めた感染者の医療保護を保障するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二に基づき、臨時医療施設の設置など医療体制の大幅な拡充をはかること。
また、医療機関への減収補てん及び医療従事者の処遇改善・体制強化への直接的支援を国に要請するとともに独自の措置を講じること。
- 4 8月11日開催の第47回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでは「少しでも体調が悪い場合、軽い症状でも早めの受診、積極的な検査、適切な療養に繋げることが必要」と示されているが、これを実現するためには無症状者でも受けられる大規模なPCR検査体制をつくること。
- 5 訪問、通所系含むすべての高齢者・医療施設、学校、保育所、幼稚園、学童保育、障がい者施設などの従事者、入所者・利用者への週一回の定期的なPCR検査を行なうこと。
- 6 上記の施設職員の感染が発生しても事業継続できるよう、国、市区町村と協力して万全の措置をはかれるようにすること。
- 7 まん延防止等重点措置などコロナ禍により、経済的被害を被っている個人事業主や労働者に対して十分な補償と生活支援が行なわれるよう、ただちに執行できる独自措置をとること。

以上